

公益社団法人 広島県理学療法士会
理学療法士講習会・広島県理学療法士研修会の研修会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人広島県理学療法士会（以下「本会」という）の事業推進に対して研修会が円滑に行われるために定める。

(講習会・研修会の条件)

第2条 理学療法士講習会は、実技系・グループワーク形式のみに限る。1 コマあたり 90 分で、2 コマ以上(3 時間)とする。広島県理学療法士研修会は、講義形式・実技系・グループワーク形式とし、1 コマ 90 分で、2 コマ以上とする。

2 広島県理学療法士研修会の講師は登録理学療法士（認定理学療法士または専門理学療法士が望ましい）とする。

3 理学療法士講習会の講師は、認定または専門理学療法士とする。

(参加定員の設定)

第3条 会員のニーズがある研修会を開催するため、参加定員は実技系・グループワーク形式の場合原則 40 名以上、講義形式の広島県理学療法士研修会の場合は、原則 80 名以上に設定する。

2 講義形式の広島県理学療法士研修会で定員 80 名未満の研修会申請の場合は、①新規性があること、②過去 3 年間、広島県で開催実績がない場合に限り申請が可能。なお 80 名未満の研修会開催については、理事会又は常任理事会の承認を得た上で、最大 3 年間まで開催が可能。(毎年ごとの申請・理事会又は常任理事会での承認が必要)

3 実技系・グループワーク形式の研修会では定員 40 名未満での開催申請は認めない。

(運営について(参加費、講師料、日当、その他))

第4条 研修会参加費は、1 コマあたり 1000 円とする(コマ数によって 2 コマ 2000 円、3 コマ 3000 円となる)。赤字収支とならない予算で企画する。

2 研修会開催のための会議は必要最低限とし、1 研修会あたり 2 回（事前 1 回・事後 1 回）を上限とする。事務局で不適切であると判断する場合は支出できない。

3 研修会開催のためのスタッフ会議における福利厚生費（飲食代）は、一人1500円まで計上可能。また、会議にかかる経費は全体の運営費支出の1割程度とする。

4 研修会運営について、研修会講師・アシスタント・スタッフへの日当(web による通信補助)については、講師料の規程を遵守して支払う。

5 講師にかかる諸謝金、経費/収入は 50%以下とする。

6 研修会修了後、個人の所有物になるような物品の購入は認めない(例. ポインター、

プロジェクター、PC など)。消耗品(例. 紙、インク、ペンなど)については除外する。

7 1 研修会当たりアシスタントは2名以内とする。

8 グループワークのファシリテーターなどは講師で協力して行うこと。

9 研修会参加者への履修ポイントの付与は、原則として研修会の全講義に参加することを必須とする。各講義5分以上の遅刻、早退、途中退席した場合はポイント付与は認めない。また、研修会終了後5分以内に退室しない受講者は、講義に参加したと見なさないものとする。

(申請者の条件)

第5条 本会会員であり、登録理学療法士であること。

2 広島県理学療法士会会員は1人当たり、最大2件まで研修会申請を可能とする。申請書類に不備ある場合は申請を受けつけない場合がある。

3 前年度開催した研修会が赤字であった運営者は次年度の申請は1件までとする。

4 理学療法士講習会の申請に関しては、申請者が登録理学療法士であることと、以前に広島県理学療法士研修会を開催した経験があること、(認定・専門理学療法士指定研修プログラムを受講完了していること)を必要とする。

(マネジメント料について)

第6条 広島県理学療法士会は理学療法士講習会・広島県理学療法士研修会マネジメント料を主運営担当者に支払う。ただし、マネジメント料の支払い額は講習会収益を上回らない金額(赤字収支とならない)とし、4,000円から支給ができる。研修会・講習会の開催コマ数が4コマ未満のものは上限30,000円とし、開催コマ数が4コマ以上のものは上限60,000円とする。なお、主運営担当者の研修会当日の日当は、原則マネジメント料に包括されるが、赤字収支となりマネジメント料が支払えない場合は、旅費規程第5条に準じて日当を支給できるものとする。

(理学療法士講習会・広島県理学療法士研修会の採択)

第7条 収支が、2年連続または5年間で2回赤字になった場合は、その理学療法士講習会・広島県理学療法士研修会は次年度より採択しない。

2 募集定員に対し7割以下の参加が2年続く、又は5年に2回あった場合は、その理学療法士講習会・広島県理学療法士研修会は採択しない。

3 理学療法士講習会・広島県理学療法士研修会の採択は、申請のあったものより、理事会又は常任理事会で過去の実績等を踏まえ審議し、承認されたものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 12 月 7 日から施行する。
- 2 この規程は、令和 4 年 3 月 12 日一部改正により施行する。
- 3 この規程は、令和 4 年 6 月 26 日一部改正により施行する。
- 4 この規程は、令和 4 年 12 月 6 日一部改正により施行する。
- 5 この規程は、令和 5 年 12 月 5 日一部改正により施行する。
- 6 この規程は、令和 5 年 12 月 10 日一部改正により施行する。
- 7 この規程は、令和 8 年 3 月 15 日一部改正により施行する。